



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）…………… 2
- 沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 7
- 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）…………… 8
- 沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例（議会事務局議事課）…………… 13

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 15

議会事項

- 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則…………… 15
- 沖縄県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示…………… 18
- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令…………… 18
- 沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… 18

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第2号）
 - 1 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
本則の規定により計算した額に乘じる調整率の適用者を長期勤続者からすべての退職者に広げるとともに、調整率を100分の104から100分の87に引き下げる。（附則第7項及び第8項関係）
 - 2 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
 - (1) 沖縄県職員の退職手当に関する条例本則の規定により計算した額に乘じる調整率の適用者を長期勤続者からすべての退職者に広げるとともに、調整率を100分の104から100分の87に引き下げる。（附則第3項及び第4項関係）
 - (2) 昭和48年5月17日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改める。（附則別表関係）
 - 3 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞
長期勤続職員の自己都合退職等の場合において、支給率の上限を超えないように所要の措置が取られているが、1の調整率の引下げに伴い支給率の上限も下がるため、所要の措置の対象となる勤続期間を「44年を超える者」から、「42年を超える者」に引き下げる。（附則第4項関係）
 - 4 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正することとした。＜第4条＞
平成18年度の給与構造改革時にとられた経過措置についても、1の調整率の引下げを適用させる。（附則第2項関係）
 - 5 この条例は、平成25年3月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。＜附則＞
- 沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）
 - 1 県議会の会議において公聴会に参加した者及び出頭した参考人に対する実費弁償の支給根拠を定めるとと

もに委員会における実費弁償に関する規定を整理するほか、所要の改正を行うこととした。(第2条関係)

- 2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日(平成25年3月1日)から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 題名を「沖縄県政務活動費の交付に関する条例」に改めることとした。
- 2 政務調査費の名称及び交付の目的を改めることとした。(第1条関係)
- 3 政務活動費を充てることができる経費の範囲について定めることとした。(第2条関係)
- 4 政務調査費の名称を改めることとした。(第3条から第10条まで関係)
- 5 政務調査費の名称を改めるとともに、所要の改正を行うこととした。(第11条関係)
- 6 収支報告書等を閲覧できる対象者を広げるとともに政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとした。(第12条及び第13条関係)
- 7 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日(平成25年3月1日)から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。(附則)

○ 沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 沖縄県議会委員会条例の一部を次のように改正することとした。〈第1条〉
 - (1) 常任委員の任期について定める。(第2条の2関係)
 - (2) 議会運営委員の任期について定める。(第3条関係)
 - (3) 特別委員の任期について定める。(第3条の2関係)
 - (4) 常任委員の所属義務について定める。(第5条関係)
- 2 沖縄県議会図書室条例の一部を次のように改正することとした。〈第2条〉

地方自治法の改正に伴う所要の改正を行う。(第2条関係)
- 3 沖縄県議会基本条例の一部を次のように改正することとした。〈第3条〉
 - (1) 政務調査費の名称及び交付の目的を改める。(第6条関係)
 - (2) 政務調査費の名称を改める。(第27条関係)
- 4 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日(平成25年3月1日)から施行することとした。〈附則〉

条 例

沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第2号

沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

附則第7項中「20年以上35年以下（附則第2項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）の」を「35年以下の期間」に改め、「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

附則第8項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和59年沖縄県条例第3号）による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第2項」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「（改正後の条例附則第2項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）」及び「、新条例第3条から第5条の3まで及び改正後の条例附則第2項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「、新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削る。

附則別表平成21年4月1日以後の項中「以後」を「から平成22年3月31日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント

(沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、10

4分の87) を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第9項の規定による改正後の」及び「附則第10項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）附則第7項（新退職手当条例附則第9項及び第3条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。）及び第8項の規定の適用については、新退職手当条例附則第7項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の93.5」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の88.25」とし、新退職手当条例附則第8項中「42年」とあるのは、平成25年3月1日から同月31日までの間においては「44年」とする。
- 3 平成25年3月1日から同月31日までの間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（第2条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の条例第49号」という。）附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（新退職手当条例第14条第1項各号に掲げる者を含む。）を除く。）に対する退職手当の基本額の新退職手当条例附則第7項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、新退職手当条例附則第7項中「100分の87」とあるのは、「100分の102」とする。
- 4 平成25年3月1日から同月31日までの間、新退職手当条例附則第8項の規定にかかわらず、36年の期間勤続して退職した者（改正後の条例第49号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で新退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年とし、前項の規定により読み替えて適用する新退職手当条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 平成25年3月1日から同月31日までの間、新退職手当条例附則第9項の規定にかかわ

らず、35年を超える期間勤続して退職した者（改正後の条例第49号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で新退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年とし、附則第3項の規定により読み替えて適用する新退職手当条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 改正後の条例第49号附則第3項（改正後の条例第49号附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第49号附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の93.5」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の88.25」とし、改正後の条例第49号附則第4項中「42年」とあるのは、平成25年3月1日から同月31日までの間においては「44年」とする。

7 平成25年3月1日から同月31日までの間、昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）に在職する職員（適用日に第2条の規定による改正前の沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例による改正前の沖縄県職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第9項において同じ。）のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新退職手当条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新退職手当条例第4条若しくは第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下である者に対する退職手当の基本額の改正後の条例第49号附則第3項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、改正後の条例第49号附則第3項中「100分の87」とあるのは、「100分の102」とする。

8 平成25年3月1日から同月31日までの間、改正後の条例第49号附則第4項の規定にかかわらず、適用日に在職する職員のうち、施行日以後に新退職手当条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年とし、前項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第49号附則第3項の規定の例により計

算して得られる額とする。

- 9 平成25年3月1日から同月31日までの間、改正後の条例第49号附則第5項の規定にかかわらず、適用日に在職する職員のうち、施行日以後に新退職手当条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年とし、附則第7項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第49号附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 10 平成25年3月1日から同月31日までの間、第3条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項の規定の適用については、同項中「42年」とあるのは「44年」とし、「附則第7項の規定の例により計算して得られる」とあるのは「第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の102を乗じて得た」とする。
- 11 第4条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の93.5」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の88.25」と、「104分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同月31日までの間においては「104分の102」と、同年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の93.5」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の88.25」とする。

沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第3号

沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第88号）の一部を

次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同項第2号中「第109条第5項（法第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「第115条の2第1項（法第109条第5項）」に改め、同項第3号中「第109条第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「第115条の2第2項（法第109条第5項）」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。

沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第4号

沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県政務調査費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条を削る。

第8条の見出し及び同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項ただし書中「任期満了の日の」を「任期満了日が」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「から政務調査費」を「以降の政務活動費」に改め、同条第4項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「当該上回る額」を「その上回る額」に改め、同条第5項及び第6項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第9条とする。

第7条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第6条とする。

第4条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「1の」を「一の」に改め、同条を第4条とする。

第2条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第10条第1項及び第4項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第11条を削る。

第12条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に、「（第9条に規定する使途基準）」を「（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲）」に改め、同条を第11条とする。

第13条第2項中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、同項各号を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第13条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第14条を次のように改める。

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第2条関係）

--	--

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動に係る必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

第1号様式中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「項 目」を「経 費」に改

め、

研 修 費		
-------	--	--

を

「

研 修 費		
-------	--	--

」

広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		

に、

「

資料購入費		
広 報 費		

を

「

資料購入費		
-------	--	--

に改める。

第2号様式中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「項 目」を「経 費」に改

め、

研 修 費		
-------	--	--

を

「

研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		

に、

「

資料購入費		
広 報 費		

を

「

資料購入費		
-------	--	--

に改める。

附 則

- この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。

2 改正後の沖縄県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に提出されている改正前の沖縄県政務調査費の交付に関する条例第5条の規定による会派の届出は、新条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第5号

沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例

（沖縄県議会委員会条例の一部改正）

第1条 沖縄県議会委員会条例（昭和47年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加え、同条を第3条の2とする。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第2条の2に次の1項を加え、同条を第3条とする。

3 議会運営委員は、議員の任期中在任する。

第2条の次に次の1条を加える。

（常任委員の任期）

第2条の2 常任委員は、議員の任期中在任する。

第4条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第5条の見出し中「選任方法」を「選任」に改め、同条第1項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「はかつて」を「諮って」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第7条第1項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なう」を

「行う」に改める。

第9条中「行なう」を「行う」に改める。

第12条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第15条中「子孫」を「子、孫」に改め、同条ただし書中「あつた」を「あった」に改める。

第16条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第20条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第21条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第23条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第24条第2項中「聞こう」を「聴こう」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「こえ」を「超え」に改める。

第26条の2第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

(沖縄県議会図書室条例の一部改正)

第2条 沖縄県議会図書室条例（昭和47年沖縄県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第100条第16項及び第17項」を「第100条第17項及び第18項」に改める。

第6条中「もつて」を「もって」に改める。

(沖縄県議会基本条例の一部改正)

第3条 沖縄県議会基本条例（平成24年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

前文中「みずから」を「自ら」に改める。

第6条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第1項中「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第16条第2項中「かかる」を「係る」に改める。

第27条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただ

し書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第24条第8項中「読み替えるものとする」を「、沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年沖縄県条例第2号）附則第2項、第6項及び第10項中「44年」とあるのは「45年」と、同条例附則第3項、第7項及び第10項中「100分の102」とあるのは「100分の103」と、同条例附則第4項及び第8項中「36年」とあるのは「36年又は37年」と、同条例附則第11項中「104分の102」とあるのは「104分の103」と読み替えるものとする」に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

議 会 事 項

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会規則第1号

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県議会会議規則（昭和47年沖縄県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第4項中「あつた」を「あった」に改める。

第12条第3項中「至つた」を「至った」に改める。

第13条中「あつて」を「あって」に、「もつて行なう」を「もって行う」に改める。

第14条第2項中「もつて」を「もって」に改める。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第18条中「先立つて」を「先立って」に、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「なつた」を「なった」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「至らなかつた」を「至らなかった」に、「終わらなかつた」を「終わらなかった」に改める。

第24条第1項中「終わつた」を「終わった」に改め、同条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第25条から第27条まで及び第28条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第30条中「終わつた」を「終わった」に、「あつた」を「あった」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第33条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第34条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第36条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。
第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。
第38条中「まつて」を「待つて」に改める。
第39条第1項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第2項中「行なつた」を「行つた」に改める。
第40条及び第42条中「終わつた」を「終わった」に改める。
第44条第3項中「終わらなかつた」を「終わらなかつた」に改める。
第47条中「なつた」を「なつた」に改める。
第48条中「すべて」を「全て」に改める。
第49条第1項ただし書中「すべて発言を終わつた」を「全て発言を終わつた」に改め、同条第5項中「当たつて」を「当たつて」に改める。
第51条中「終わつた」を「終わった」に改める。
第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。
第53条中「はかつて」を「諮って」に改める。
第55条中「終わらなかつた」を「終わらなかつた」に改める。
第56条第1項中「終わつた」を「終わった」に改め、同条第3項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第4項中「はかつて」を「諮って」に改める。
第59条第1項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。
第61条中「とろう」を「探ろう」に改める。
第64条第1項中「とろう」を「探ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「探らなければ」に改める。
第65条第1項中「とる」を「探る」に改める。
第66条から第68条までの規定中「行なう」を「行う」に改める。
第70条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「探らなければ」に改める。
第71条第1項中「とらなければ」を「探らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「探る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「探る」に改める。
第75条中「聞く」を「聴く」に、「あつた」を「あつた」に改める。
第80条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。
第84条中「終わつた」を「終わった」に改める。
第88条第2項中「あつた」を「あつた」に改める。
第117条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第124条とする。
第17章を第18章とする。
第116条第2項中「当たつて」を「当たつて」に改め、同条を第123条とする。
第16章を第17章とする。
第115条第1項中「として、各派代表者会を」を「を別表のとおり」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「当たつて」を「当たつて」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条を第122条とする。
第15章を第16章とする。
第114条を第121条とし、第113条を第120条とし、第112条を第119条とする。
第111条第2項中「よつて」を「よつて」に改め、同条を第118条とする。
第14章を第15章とする。
第110条を第117条とし、第109条を第116条とする。
第108条中「こえる」を「超える」に改め、同条を第115条とする。
第107条中「よつて行なう」を「よつて行う」に改め、同条を114条とする。
第106条中「かわつて」を「代わつて」に改め、同条を第113条とする。
第105条を第112条とする。
第104条第1項中「もつて」を「もつて」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に改め、同項ただし書中「第92条」を「第99条」に改め、同条を第111条とする。

第13章を第14章とする。

第103条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第110条とする。

第102条中「登つて」を「登って」に改め、同条を第109条とする。

第101条を第108条とし、第97条から第100条までを7条ずつ繰り下げる。

第12章を第13章とする。

第96条を第103条とし、第95条を第102条とし、第94条を第101条とする。

第93条第2項中「あつた」を「あった」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第100条とする。

第11章を第12章とする。

第92条を第99条とする。

第91条中「あつた」を「あった」に改め、同条を第98条とする。

第10章を第11章とする。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第91条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第92条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第93条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第94条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第95条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第96条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第97条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第94条(公述人の発言)、第95条(議員と公述人の質疑)及び第96条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第122条関係)

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
各派代表者会	議会運営委員会から委ねられた事項、議長が必要と認めた事項等の協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員長、各会派の代表者、会派に所属しない議員及び議長が特	議長

		に必要と認める議員	
議会改革推進会議	議長の諮問を受けた議会改革の推進に関する協議	各会派から推薦された議員及び会派に所属しない議員	議会改革推進会議委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第80条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。

沖縄県議会告示第1号

沖縄県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年 2月28日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県政務調査費の交付に関する規程（平成13年沖縄県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

沖縄県政務活動費の交付に関する規程

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「第5条各項」を「第6条各項」に改める。

第3条中「第6条各項」を「第7条各項」に改める。

第4条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「政務調査費経理責任者」を「会派の政務活動費経理責任者」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第8条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

第1号様式及び第2号様式中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第3号様式中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第4号様式中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第6条」を「第7条」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第7号様式及び第8号様式中「第6条」を「第5条」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9号様式中「第7条」を「第6条」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

沖縄県議会訓令第1号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 2月28日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第25号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

沖縄県議会訓令第2号

沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 2月28日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局文書取扱規程（昭和51年沖縄県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
--	--